

保護命令申立事件 必要書類等一覧表

山口地方裁判所

費用		申立手数料	1,000円 収入印紙
費用		郵便切手	2,610円分の郵便切手 <内訳> 500円×3枚 110円×10枚 10円×1枚
提出書類			
標目等	提出に当たっての留意事項等		部数
1 申立書(正本)	※ 左余白を3cm程度空ける。下余白にページ番号を記入する。		1部
2 申立書(写し)	申立書(正本)のコピーで可(相手方へ送付用)		1部
3 証拠書類等	<p>警察又はDVセンターに相談していない場合、法12条3項により申立書に添付しなければならないものとされている書面(添付書類)</p> <p>宣誓供述書</p>		原本1部 写し1部
	<p>【注意1】 証拠書類の原本は手元に保管し、裁判官との面接の際に裁判所に持参してください。</p> <p>法律上又は事実上の夫婦であること等を証明する資料(添付書類)</p>	<p>・当事者双方の戸籍全部事項証明書,世帯の住民票等(原本,3か月以内に認証され,マイナンバーの記載がないもの) ※1 当事者双方のものが必要です。 ※2 申立人・相手方が外国人の方であって,在留資格が「短期在留者」などの理由により住民票が取得できない場合は「在留カード」(表面・裏面)の写しを提出してください。</p>	各1部
	<p>【注意2】 相手方に知られたくない連絡先の記載がないかどうか,十分に確認してください。</p> <p>生活の本拠を共にする交際相手の場合(証拠書類)</p>	<p>・申立人及び相手方の住民票(3か月以内に認証され,マイナンバーの記載がないもの)または在留カードの写し ・生活の本拠における交際時の写真,メール又は手紙 ・住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸契約書の写し</p>	写し2部
	<p>暴力・脅迫を受けたことを証明する資料(証拠書類)</p>	<p>診断書,負傷部位の写真,脅迫内容が記載された手紙,メール,SMS等の写し,暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書,脅迫内容の音声等を録音した録音体を複製したCD-R,USBメモリ等の録音媒体及び録音の対象,日時,場所,問題となる発言が録音データ上の何分何秒目に録音されているかなどの説明書面(反訳書を含む。)</p>	写し2部
	<p>相手方から更なる暴力又は脅迫によって生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料(証拠書類)</p>	<p>①生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ このようなおそれが大きいと予想される事情(暴力が次第にひどくなっている,更にひどい危害をくわえようとしている等)を具体的に記載した陳述書等 ②精神に対する重大な危害を受けるおそれ うつ病,PTSD等の診断書に加えて,このようなおそれが大きいと予想される事情を具体的に記載した陳述書等</p>	写し2部
	<p>6か月間の退去等命令を求める場合(証拠書類)</p>	<p>①所有者が申立人のみである場合 不動産登記事項証明書 ②賃借人が申立人のみである場合 賃貸借契約書写し</p>	
	<p>子への接近禁止命令,電話等禁止命令を求める場合</p>	<p>接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは,その子の同意書(証拠書類)。 ※ 署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの(学校のテストや手紙等)を同時に提出してください(添付書類)。</p>	
<p>親族等への接近禁止命令を求める場合</p>	<p>①接近禁止の対象者の同意書(対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は,その法定代理人の同意書。(証拠書類)) ※ 同意書は対象者(法定代理人)本人に署名押印してもらい,対象者の署名押印であることが確認できるもの(手紙,印鑑証明書等)を同時に提出してください(添付書類)。 ②対象者の戸籍全部事項証明書,住民票(3か月以内に認証され,マイナンバーの記載がないもの)。その他,申立人との関係を証明する書類(添付書類)。 法定代理人による同意書には,これらに加えて資格証明書の提出が必要です(添付書類)。 ※ 親族が外国人の方であって,在留資格が「短期在留者」などの理由により住民票が取得できない場合は「在留カード」(表面・裏面)の写し ③対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など(証拠書類)</p>	添付書類は1部, 証拠書類は写し2部	
送達場所等の届出書	裁判所からの郵便物を受け取る場所や受取人を届け出るためのものです。		1部
【再度申立の場合】前回の保護命令申立書写し,保護命令謄本の写し			各2部